

医療法人社団 行陵会 京都大原記念病院
訪問リハビリテーション事業所運営規程

(目的)

第一条 身体に機能的、能力的障害が生じた利用者及び家族(介護者)のおかれた心身の状態と生活状況に応じ、適切な訪問リハビリテーションサービスプログラム策定と実施を通じ、利用者の自立支援、家族(介護者)の介護負担の軽減、その両者にある居宅療養生活における不安を解消することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条
- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問リハビリテーション実施計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - (2) 利用者の居宅における自立した生活に資するよう、又家族(介護者)の介護負担の増加防止・軽減に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な能力の維持もしくは獲得のために必要なサービスを妥当適切に行う。
 - (3) 事業所の従事者はサービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (4) サービスの提供に当たっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所、地域包括支援センター等と綿密な連携を図り、総合的サービスの提供を行なう。
 - (5) 常に医師の指示を持って、サービス提供を行う。
 - (6) サービス提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、訪問リハビリテーションの指示を行なった主治医、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に対して情報提供を行なう。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努める。
 - (7) 事業者は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第三条 名称及び所在地は次の通りとする

- (1) 名 称 医療法人社団 行陵会
京都大原記念病院
訪問リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 京都府京都市左京区大原井出町164

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第四条 医療法人社団 行陵会京都大原記念病院における訪問リハビリテーションに従事する職員の職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名(理学療法士)

管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する

(2) 訪問リハビリテーション職員 5名(理学療法士3名、作業療法士1名、言語聴覚士1名)

訪問リハビリテーション職員は、管理者の管理下に医師の指示に基づき、利用者及び家族(介護者)のおかれた心身の状態と生活状況に応じ、利用者の自立支援、家族(介護者)の介護負担の軽減、その両者にある居宅療養生活における不安を解消する目的で適切なサービスプログラム(リハビリテーション実施)策定と実施にあたる。また必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供できるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(訪問リハビリテーションサービス利用対象者)

第五条 当サービスの利用対象者は以下のとおりとする。

(1) 身体機能・能力、日常生活動作(以下ADL)、日常生活関連動作(以下IADL)に障害がある者。

(2) 適切な訪問リハビリテーションサービスの提供により、ADL及びIADLの改善が見込めるもの。

(3) 施設(病院、老人保健施設等)退院退所後3ヶ月以内の者。或いは新規に要介護認定を受けた者。

(4) 上記三条件を満たす者を優先的にサービス提供する。

※ 上記要件(1)～(3)を満たさない場合であっても、適切な訪問リハビリテーションサービスの提供により比較的短期間でADL及びIADLの改善が見込める者。

※ 当サービス事業所のサービス提供体制の許す限り、上記要件(1)～(3)を満たさない場合であっても、適切な訪問リハビリテーションサービスの提供により、ADL及びIADLの維持が見込める者。

(営業日及び営業時間)

第六条 本事業の営業日及び営業時間は次の通りとする

(1) 営業日

月曜日～金曜日(土曜日、日曜日及び祭日、年末年始(12/30～1/3)を除く)

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(訪問リハビリテーション事業の内容)

第七条 医師の指示書に基づき、利用者及び介護者（家族）のおかれた心身の状態と生活状況、利用者と家族の意向を踏まえ策定されたりハビリテーション実施計画に沿って、訪問リハビリテーション(理学療法、作業療法、言語聴覚療法)を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第八条 原則として、左京区（ 八瀬・大原エリア ）とする。

(利用料等)

第九条 (1) 訪問リハビリテーションサービスの提供を受けた利用者については介護保険報酬及び医療保険報酬に応じた利用者負担を徴収する。なお法定代理受領分以外の場合はその相当額を徴収する。

(2) 訪問リハビリテーションサービス提供にかかる交通費については、原則として徴収しない。

(3) 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(4) その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得た上で徴収する。

(5) 訪問リハビリテーションサービスを予定していたにも拘らず、当日に利用者の都合により、キャンセルが生じた場合、全額を利用者より徴収する。

(緊急時における対応方法)

第十条 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等は、訪問リハビリテーションサービス提供中に、利用者の状態に急変等が生じた場合、必要に応じてその職域において実施可能な応急手当を行うと共に、速やかに主治医等への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じる。

(事故発生時における対応方法)

第十一条 訪問リハビリテーションサービス提供中に事故が発生した場合、速やかに主治医、家族、介護支援専門員、関係行政機関に連絡し適切な措置を講じる。また事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(苦情処理)

第十二条 訪問リハビリテーションサービス提供に関し、利用者、その家族等から苦情が寄せられた場合、誠実、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第十三条
- (1) 訪問リハビリテーションの職員は職務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する。個人情報の保護、開示、取り扱いに関する苦情等に関しては、「医療法人社団行陵会個人情報保護規定 H17.4.1.」に基づき措置を講じる。
 - (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との誓約書の内容とする。
 - (3) サービス提供を求められた場合、止むを得ない事情により訪問リハビリテーションのサービス提供が困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。前掲第五条(1)～(3)の条件を満たさなくなった場合で(4)(5)の要件を満たす場合であっても、止むを得ない事情により当事業所からのサービス提供が困難となった場合、他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。また、前掲第五条のいずれの要件をも満たさなくなった場合、当事業所からのサービス提供は原則終了とする。
 - (4) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団行陵会が定める。

(付則) この規定は 令和 5 年 7 月 1 日 から施行する。